

# 令和6年度 建設資材価格等調査業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本仕様書は、栃木県（以下「発注者」という。）が発注する建設資材価格等調査業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 第2条 目的

この調査は、栃木県県土整備部・農政部・環境森林部（以下「各部」という。）が実施する建設工事及び建設工事関連業務委託の積算に使用する資材価格及び労務単価を決定するために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 第3条 調査員

- 1 調査員は、受注者に所属する職員でなければならない。
- 2 調査員は、価格調査業務に関し継続して3年以上の経験があることとする。また、毎年価格調査に関する研鑽研修を受講していることとする。

### 第4条 業務責任者

受注者は、本委託業務に関する業務責任者を1名定め、発注者に書面により報告しなければならない。

業務責任者は受注者に所属する職員であって、主体的に調査上の管理及び発注者との調整、協議を行う者とする。なお、発注者が業務責任者を不相当と認めた場合は、受注者に対して変更を求めることができる。

### 第5条 担当者

発注者側担当者は、各部ごとに配置される。なお、受注者側担当者の配置人数については任意とする。

### 第6条 協議

発注者と受注者の打合せは積極的に電子メールを活用するものとし、契約内容の変更を伴う協議については、書面を用いて発注者と受注者が捺印の上1部ずつ保有するものとする。

### 第7条 業務計画書

- 1 受注者は、本委託業務の実施に先だち発注者に業務計画書を提出するものとする。
- 2 業務計画書には契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 調査手法及び報告価格の決定方法
  - (7) 成果品の品質を確保するための計画
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）

### 第8条 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は速やかに協議し、定めのない事項については、その都度発注者に協議するものとする。

## 第2章 建設資材単価実態調査

### 第9条 内容

建設資材単価実態調査（以下、「実態調査」という。）は、各部が実施設計資材単価に使用する品目について市場取引を調査し、実勢価格を報告するものとする。

### 第10条 調査品目

「建設資材単価実態調査品目表」によるものを基本とする。ただし、調査にあたっては、調査月ごとに調査資材について発注者と受注者で確認することとし、受注者は調査品目について、調査台帳として調査月ごとの資材数を管理することとする。

### 第11条 調査品目の内訳

実態調査品目は、地場資材と一般資材に区分される。

ここでいう地場資材とは、次の品目のことをいい、以下の地区割表ごとに価格を定めることとする。

- (1) 石材
- (2) 生コンクリート
- (3) 再生アスファルト合材

#### 地区割表

地区名	地区詳細
宇都宮	宇都宮市・上三川町
鹿沼	鹿沼市
日光①	日光市(旧今市市)
日光②	日光市(旧栗山村・旧藤原町)
日光③	日光市(旧日光市・旧足尾町)
真岡	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
栃木	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町
矢板	矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町
大田原	大田原市・那須塩原市・那須町
烏山	那須烏山市・那珂川町
安足①	佐野市
安足②	足利市

#### 実態調査品目の予定数量

部局	項目	予定数量	単位	備考
県土整備部	実態調査	5,142	品目	地場資材 722 品目×4回/年 一般資材 1,127 品目×2回/年
	臨時実態調査	-	品目	地場資材及び一般資材の物価変動が著しい場合追加して実施
環境森林部	実態調査	906	品目	一般資材 453 品目×2回/年
農政部	実態調査	1,084	品目	地場資材 12 品目×2回/年 一般資材 530 品目×2回/年

※数量は予定のため、調査数量に応じて変更する。

### 第12条 調査頻度

#### 1 県土整備部

地場資材の調査は6月（7月改定）、9月（10月改定）、12月（1月改定）、3月（4月改定）の年4回とする。なお、生コンクリート及び再生アスファルト合材については、価格変動期等を監督員と打合せの上「大口需要家から小口需要家」までを対象とした購入実態調査を

行うこととし、実施回数は2回を原則とする。これ以外の調査月についても代表企業からの聞き取り調査を行い、動向を確認するものとする。

一般資材の調査は9月（10月改定）及び、3月（4月改定）の2回を原則とするが、価格変動が著しい場合等、地場資材及び一般資材の臨時調査が必要な場合には、監督員が臨時調査を指示する。

## 2 環境森林部及び農政部

調査は9月（10月改定）、3月（4月改定）の年2回とする。

また、調査月以外についても主要資材（発注者にて選定）の需給及び価格動向、隣接県の需給動向等を監視し報告するものとする。

## 第13条 価格調査基準

### 1 調査対象業者

実態調査の目的にあった流通段階（施工業者、メーカー、商社、問屋、特約店等）における取扱業者を母集団とし、その中から対象資材の取扱量が多く、且つ信頼の高い業者を受注者の判断により選定するものとする。

### 2 調査の方法

状況を把握するため、調査対象業者を訪問して行う面接調査を基本とするが、通信調査（e-mail、ファックス及び郵便）を併用し実施することも可能とする。また、必要に応じて購入者に対する調査を行い価格の妥当性を評価するものとする。

### 3 調査の条件

調査条件は下記の事項を標準とする。

#### (1) 荷渡し場所

現場持ち込みを原則とする。

#### (2) 取引数量

生コンクリート及び再生アスファルト合材：小口需要家から大口需要家まで  
石材及び一般資材：大口需要家

#### (3) 決済条件

現金決済を原則とする。なお、60日以内の支払いは現金決済と見なすものとする。

#### (4) 消費税の取扱い

税抜き価格とする。

## 第14条 調査価格の決定

### 1 調査価格の決定

実態調査の結果、調査対象地区において取引実例（実勢価格）が最も多い価格（最頻値）を報告価格とすることを原則とするが、資材の特性や市場の性格等を踏まえ価格以外の情報も総合判断の材料に加えて報告価格を決定することとし、将来に対する予測は考慮しないものとする。

同一資材で規格数が多種にわたる場合は、指標となるベースサイズと呼ばれる代表規格の価格を基に規格間格差を展開する方法やメーカーの定価表に対する掛け率や値引き率を勘案し、相対的に決定する。

なお、物価資料（積算資料電子版：（一財）経済調査会、Web 建設物価：（一財）建設物価調査会）に類似品の掲載がある資材については、物価資料の掲載価格と調査結果との差について考察し報告するものとする。また、発注者は必要に応じて受注者の面接調査に随行し、調査状況等を確認することができるものとするが、調査対象者との信頼関係や守秘義務の観点を十分考慮するものとする。

### 2 調査プロセスの審査

調査結果の信頼性、妥当性を確保するため、第三者による調査手法・調査プロセスの定期的な監視を受け、評価を得ているものとする。

## 第15条 調査結果の報告

報告は、発注者が指定する書式により資材価格一覧表を作成することとする。記載する調査結果は、発注者が指定した資材名称、規格、単位に合わせて報告することとする。

なお、発注者が指定する書式とは、資材ごとに定められたコード、名称、規格、単位、価格、

前報告価格からの増減率を記載したものとする。また、調査月の20日までに主要資材の市況及び前回比較5%以上の変動資材については変動理由を提出し説明することとする。

また、生コンクリート及び再生アスファルト合材については、上記報告内容の他に大口需要家から小口需要家までを対象とした調査結果を取りまとめ、これを発注者が提示を求めた場合、受注者はこれを提示することとする。なお、提示を受けた場合は、調査対象者との信頼関係や守秘義務の観点から十分考慮するものとする。

#### 第16条 価格決定プロセス確認の実施

各回報告時に価格決定プロセス確認を実施する。確認方法は、発注者が指定した主要資材について、手持ち資料を提示して実施するものとする。なお、集計方法等に疑義がある場合は監督員が資料の提出を求め、受注者は提出をしなければならない。なお、資料の提出を受けた場合は、調査対象者との信頼関係や守秘義務の観点から十分考慮するものとする。

#### 第17条 成果品

成果品については、以下のとおりとし、各部ごとにまとめ提出するものとする。

成果品名	提出の頻度	備考
資材価格一覧表	調査月の20日	Microsoft Excel に対応したデータであること
調査資材数の報告	業務完了時	〃
打合せ・協議記録	随時	紙面
調査報告書（上記を取りまとめた物）	業務完了時	各種

### 第3章 建設資材単価特別調査

#### 第18条 内容

建設資材単価特別調査（以下、「特別調査」という）は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価表及び積算資料電子版（（一財）経済調査会）及び Web 建設物価（（一財）建設物価調査会）に記載の無い単価 100 万円以上又は総額 1,000 万円以上の建設資材（但し橋梁支承は全て）の単価について特別調査を実施し、結果を報告するものとする。

#### 第19条 調査品目

特別調査の数量は下記を予定している。

資材区分		単位	調査予定数量	資材調査内容
A資材 (一般資材) 防護柵、交通安全施設等	A-①資材	点	5	図面不要な資材 簡単な聞き取り調査で速やかに調査結果が得られる一般的に流通している資材(物価資料掲載品目に準ずる標準品)
	A-②資材	点	3	上記資材で同一品目 11 規格以上 20 規格以下の調査を行う場合。
	A-③資材	点	1	上記資材で同一品目 21 規格以上の調査を行う場合。
B資材 (地場産資材) ※特定地域で生産される資材 コンクリート2次製品等	B-①資材	点	3	図面の不要な資材。 栃木県内及びその他地区への現地調査を伴うなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない資材(物価資料掲載品目に準ずる標準品)
	B-②資材	点	1	上記資材で同一品目 11 規格以上 20 規格以下の調査を行う場合。
	B-③資材	点	1	上記資材で同一品目 21 規格以上の調査を行う場合。

C資材 (特注資材等) ※図面添付資材 橋梁関連資材等	C-①資材	点	70	図面付き(図面提供)資材。 類似品の市場情報を応用するなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない資材。
	C-②資材	点	1	上記資材で同一品目 11 規格以上 20 規格以下の調査を行う場合。
	C-③資材	点	1	上記資材で同一品目 21 規格以上の調査を行う場合。
D資材 (特殊資材等) ※図面添付資材		点	1	複雑な構造をしており、高度な技術を要する設備機器等の資材。

※上記についての解釈は以下のとおりとする。

注1) 同一品目であっても調査時期が異なった場合は、別品目扱いとする。

注2) 同一規格であっても調査時期が異なった場合は、別品目扱いとする。

注3) 図面付き資材であっても、標準品として判断される場合はAまたはB資材扱いとする。

※数量は予定のため、調査数量に応じて変更する。

## 第20条 調査の実施

特別調査の実施は、発注者が調査を依頼した日から4週間以内の期間で調査を実施し、結果を報告するものとする。これによりがたい場合には、速やかに発注者と協議するものとする。

調査については次の情報を発注者が指示するものとし、調査にあたっては、これらの情報に沿った調査を行うこととする。また、調査依頼ごとに調査台帳を作成することとし、調査品目数の管理を行うこととする。

- (1) 工事名
- (2) 工事箇所
- (3) 工期
- (4) 調査資材名、資材仕様
- (5) 予定数量

## 第21条 価格調査基準

### 1 調査対象業者

特別調査の目的にあった流通段階(メーカー、商社、問屋、特約店等)における取扱業者を母集団とし、その中から対象資材の取扱量が多く、且つ信頼の高い業者を受注者の判断により選定するものとする。

### 2 調査の方法

状況を把握するため調査対象業者を訪問して行う面接調査を基本とするが、通信調査(e-mail、ファックス及び郵便)を併用し実施することも可能とする。また、必要に応じて購入者に対する調査を行い価格の妥当性を評価するものとする。

### 3 調査の条件

調査条件は下記の事項を標準とする。

- (1) 荷渡し場所  
現場持ち込みを原則とする。
- (2) 決済条件  
現金決済を原則とする。なお、60日以内の支払いは現金決済と見なすものとする。
- (3) 消費税の取扱  
税抜き価格とする。

## 第22条 調査価格の決定

特別調査の結果、調査対象箇所において取引実例(実勢価格)が最も多い価格(最頻値)を報告価格とすることを原則とするが、資材の特性や市場の性格等を踏まえ価格以外の情報も総合判断の材料に加えて報告価格を決定することとし、将来に対する予測は考慮しないものとする。

同一資材で規格数が多種にわたる場合は、指標となるベースサイズと呼ばれる代表規格の価格を基に規格間格差を展開する方法やメーカーの定価表に対する掛け率や値引き率を勘案し、相対的に決定する。

なお、物価資料（積算資料電子版：（一財）経済調査会、Web 建設物価：（一財）建設物価調査会）に類似品の掲載がある資材については、物価資料の掲載価格と調査結果との差について考察し報告するものとする。

#### 第 23 条 価格決定プロセス確認の実施

報告時に価格決定プロセス確認を実施する。確認方法は、発注者が指定した資材について集計方法等の説明を受け実施するものとする。なお、集計方法等に疑義がある場合は監督員が資料の提示を求め、受注者は提示をしなければならない。なお、資料の提示を受けた場合は、調査対象者との信頼関係や守秘義務の観点を十分考慮するものとする。

#### 第 24 条 調査報告書

調査品目別に、調査結果価格について記載し提出することとする。

#### 第 25 条 成果品

調査報告書

調査台帳を添付し、調査報告書を調査台帳に対応させてまとめたものとする。

### 第 4 章 公共事業労務費調査

#### 第 26 条 調査の目的

本調査は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

#### 第 27 条 業務の内容

1 調査対象工事は、発注者が別途工事名簿により受注者に指示する。調査対象工事件数は書面調査 56 件及びオンライン調査 24 件の計 80 件を予定し、発注者が指示した工事の内、調査票等の提出がなかった工事を除き、受注者が行う一次審査及び関東地方連絡協議会が行う二次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含む。また 1 工事あたりの会社数は、令和 5 年度の実績に基づき 2 社／工事程度を予定とする。

なお、調査対象工事件数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

2 調査計画・準備

(1) 対象業者への案内通知発送

受注者は、調査対象業者へ一次審査の案内をはがき等により行うものとする。

(2) 問い合わせ対応

受注者は、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）からの、調査票記入に関する問い合わせに対する回答を行うものとする。

3 調査票等の一次審査等

(1) 書面調査（郵送による審査）

受注者は、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）から郵送されてきた調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を、公共事業労務費調査審査要領等に基づき個々に審査する。

(2) オンライン調査

書面調査と併用してオンラインにより調査を実施するものとする。

(3) 補充調査

受注者は、発注者より指示があった場合、一次審査における調査票等の記載内容について、電話等による請負業者からの聞き取り等による補充調査を行う。

(4) 補足調査

受注者は、関東地方連絡協議会より一次審査に付随する補足調査の指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

また、受注者は、関東地方連絡協議会が行う二次審査への立会等の指示があった場合は、対応するものとする。

(5) 二次審査への出席

受注者は、関東地方整備局が行う二次審査に出席し、審査の立会いを行う。

4 データエントリー

(1) データエントリー（電子データへ変換）

受注者は、調査票に記載された文字情報について、コンピュータによる情報処理に必要なデータエントリー（電子データへ変換）及びペリファイ（検証入力）を実施し、調査職員が指示するレイアウトに基づき、集計表を作成する。データエントリーの数量は、令和5年度の実績に基づき410データ程度を予定とする。

5 審査結果の整理

(1) 無効調査票の整理

受注者は、受注者が行う一次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理する。

第28条 成果品

本調査の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票・・・1式  
調査対象工事毎に整理し、写し（A4版一式）を添えて提出する。
- (2) 調査報告書・・・1部
- (3) その他必要とされる書類

第29条 調査票等の提出

受注者は、審査を行った調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を、別途指示する期日までに発注者に提出する。

第5章 打合せ協議

第30条 内容

打合せ協議は、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時（価格報告時など）随時
- (3) 報告書作成時
- (4) その他、受発注者協議の上、必要に応じて追加する。